

「(仮称)加古川市障がい者基本計画(素案)」に係るパブリックコメント実施結果一覧

意見等の総数 3人、12件

【パブリックコメント一覧】

第2章 各分野における取組み

| NO | 頁 | 修正有無 | ご意見等の内容 | 市の考え方 |
|---------------------|----|------|---|--|
| 3 分野別の施策の展開 | | | | |
| (1) 地域づくりの推進 | | | | |
| 1 | 8 | 無 | <p>・『地域づくりの推進全般』について 明石市では「障害者配慮条例」を施行しているが、本市の考えは。</p> | <p>本市では、障害者差別解消法に基づき諸施策を展開し、障がい者差別の解消に取り組んでいます。 これまでに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する加古川市職員対応要領」の策定や「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」の制定を行いました。 今後は、本計画に基づき、市民・事業者向けガイドラインの作成や事業者の環境整備への補助など、障がい者差別の解消にかかる施策を計画的に展開してまいりたいと考えています。</p> |
| 2 | 9 | 有 | <p>・『〇合理的配慮などの推進』について 「合理的配慮」について、定義を具体的にわかりやすく説明すべきでは。</p> | <p>資料編に用語解説を追加し、「合理的配慮」については下記のとおり記します。(その他の用語についてもできるだけ細かく解説を追加します。)</p> <p>≪資料編に用語解説を追加≫ 合理的配慮… 障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる配慮のこと。なお、障害者差別解消法では、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、行政機関などは合理的な配慮をしなければならないと規定されている。(事業者については、合理的な配慮をするように努めなければならないと規定されている。)</p> |
| 3 | 9 | 有 | <p>・『〇合理的配慮などの推進』について 合理的配慮などの推進に記載の「協議会を設置し」とは、内閣府が言っている「障害者差別解消支援協議会」のことでしょうか。そうならば、具体的に記載すべきと考えます。</p> | <p>ご指摘のとおり、障害者差別解消法に規定する「障害者差別解消支援協議会」のことを指しておりますが、名称や体制は今後検討していくため、「差別事例の共有・分析や対応の適否について意見交換を行う」という機能を示した上で、単に「協議会」と記載しておりました。いただいたご意見を踏まえ、記載内容を以下のとおり修正します。</p> <p>≪修正前≫ 障がいのある人への合理的配慮の提供や事前的改善措置の実施に関するガイドラインを作成し、「障害者差別解消法」の趣旨や内容を周知するとともに、<u>差別事例の共有・分析や対応の適否について意見交換を行う協議会を設置し、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組みを推進します。</u></p> <p>≪修正後≫ 障がいのある人への合理的配慮の提供や事前的改善措置の実施に関するガイドラインを作成し、「障害者差別解消法」の趣旨や内容を周知するとともに、<u>差別事例の共有・分析や対応の適否について意見交換を行うために、障害者差別解消法第17条に規定する協議会を設置し、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組みを推進します。</u></p> |
| 4 | 9 | 有 | <p>・『〇合理的配慮などの推進』について 合理的配慮などの推進に記載の事業者への合理的配慮のところの一部助成についてですが、制度を設けるだけでなく、事業所への周知徹底と制度の普及が必要だと思われそうですが、記載のままでいいのでしょうか。</p> | <p>いただいたご意見を踏まえ、記載内容を修正します。</p> <p>≪修正前≫ また、事業者が行う合理的配慮の提供や事前的改善措置の実施に必要な費用の一部を補助する制度を設けます。</p> <p>≪修正後≫ また、事業者が行う合理的配慮の提供や事前的改善措置の実施に必要な費用の一部を補助する制度を設けるとともに、<u>その周知及び普及啓発に取り組むことを通じて、市域における合理的配慮の提供を推進します。</u></p> |
| 5 | 10 | 無 | <p>・『地域福祉活動の促進全般』について 地域福祉活動の促進の全般に関してですが、タイトルには、地域福祉と記載されており、障がいのある方は、地域で共に暮らすことが重要であると考えられ、ボランティアセンターも当然重要ではありますが、センター以外の公民館単位や学校園単位の地域でのボランティア活動への支援も重要と考えます。については、記載に地域というものも入れるようご検討ください。</p> | <p>ボランティアセンターの登録団体には、公民館などで障がいのある人に関わるボランティア活動をしている団体も含まれており、障がいのある人に関わるボランティア活動については、ボランティアセンターを拠点とし、各地域における活性化を図ってまいりたいと考えています。</p> |

「(仮称)加古川市障がい者基本計画(素案)」に係るパブリックコメント実施結果一覧

| | | | | |
|---------------------|----|---|---|--|
| 6 | 11 | 有 | <p>・『〇集いの場づくりと障がい者団体の活性化』について 集いの場づくりのところで、地域住民とのつながりに おいて、手話カフェなどの障害に応じたカフェなど運 営の場に住民が参加することもよりつながりの強化に つながると思われませんが、障害に応じたカフェ等の設 立や運営への支援も重要ではないかと思われま。障 がい者団体だけでなく、障がい者を支援する団体への 補助金や助成等も必要だと思われま。記載の 「障がい者団体」のところは「障がい者団体や障がい 者支援団体」とすべきではないですか。</p> | <p>いただいたご意見を踏まえ、記載内容を修正します。</p> <p>《修正前》 また、各障がい者団体の概要や活動状況などの広報や、 活動に対する補助金の交付を行い、障がい者団体の活動 の活性化を図ります。</p> <p>《修正後》 また、障がい者団体や障がいのある人を支援する団体の 概要や活動状況などの広報や、活動に対する補助金の交 付を行い、各団体の活動の活性化を図ります。</p> |
| (2) 地域生活の充実 | | | | |
| 7 | 16 | 無 | <p>・『〇子育て世代包括支援センターの充実』について 子育て世代包括支援センターの充実を図るとのこと ですが、具体的には、どのようなことでしょうか。実 際、障がい児の相談には、移動も困難なことも多くな り、市役所本館だけでなく他の場所での支援センター 機能の充実が必要と思われま。どのような充実で しょうか。</p> | <p>子育てや乳幼児の発達に関する様々なニーズに対し、切 れ目のない支援を進めるため、平成29年度において、休 祝日や夕方の時間帯にも対応でき、また利便性の高い東 加古川市民総合サービスプラザ(イオン加古川店2階)内 に、新たに子育て世代包括支援センターを開設する予定 です。</p> |
| (3) 教育・余暇の充実 | | | | |
| 8 | 19 | 無 | <p>・『〇インクルーシブ教育の推進』について 特別支援学校の件ですが、教育の推進をよりするに は、まず学校に来てもらうことも重要で送迎に関する 支援体制の強化も必要ではないか。</p> | <p>特別支援学校の送迎に関する支援体制の強化について、 平成28年度には雨よけ用のひさしを設置し、雨に濡れる ことなく乗降できる駐車スペースを8台分増設するな ど、保護者の送迎に係る環境の整備を図りました。 一方で、市が委託して運行している送迎用のスクールバ スについては、運行時間や設備面等さまざまな制限があ り、緊急時の的確・迅速な対応が困難であることから、 医療的ケアを必要としない子どものみを乗車対象として いることなど、課題もあります。 それらの課題も含め、送迎に関する支援体制の強化につ いては、安全を最優先するという観点を軸としながら、 先進事例等の調査・研究を進める中で、慎重に検討を進 めていきたいと考えています。</p> |
| 9 | 20 | 有 | <p>・『〇障がい者スポーツの振興』について 障がい者スポーツの「活動の場づくりや広報」のこ ろですが、広報だけでなく、地域への障がい者スポ ーツの普及活動が重要であり、シッティングバレーな どの指導も必要では。</p> | <p>いただいたご意見を踏まえ、記載内容を修正します。</p> <p>《修正前》 また、地域で身近にスポーツができる環境を整備するた め、活動の場づくりや広報を行い、障がい者スポーツの 団体の育成・活性化を図るとともに、障害の特性に応じ た適切な支援ができる指導者の養成を目指し、指導者 に対する研修会などにおいて、障害や障がいのある人に対 する理解促進を図ります。</p> <p>《修正後》 また、地域で身近にスポーツができる環境を整備するた め、活動の場づくりや機会を増やすとともに、障がい者 スポーツの団体の育成・活性化を図っていきます。 加えて、障害の特性に応じた適切な支援ができる指導 者の養成を目指し、指導者に対する研修会などにおい て、障害や障がいのある人に対する理解促進を図りま す。</p> |
| 10 | 20 | 無 | <p>・『〇障がい者スポーツの振興』について 「障がいのある人もない人も一緒にスポーツを楽しむ ことができる環境整備」とあるが、計画策定後、様々 種目がある中で、具体的なスポーツを取り上げて推進 していくのか。</p> | <p>特定の種目に限らず、障がいのある人もない人も一緒 に楽しむことができるスポーツ種目の普及・推進を図りま す。 平成29年度には、障がい者スポーツの視点を新たに盛り 込んだ「第2次スポーツ推進基本計画(仮称)」を策定す る予定です。</p> |
| 11 | 20 | 無 | <p>・『〇障がい者スポーツの振興』について 環境整備の中で、障がい者スポーツ特有の補装具、 (例えばバスケットやサッカーに使用される専用の車 いすへ等)への補助が必要になるのではないかと。</p> | <p>障がい者スポーツの振興を図る中で、スポーツ専用の用 具の購入に関する助成については、兵庫県や近隣市町の 動向を注視しながら検討してまいりたいと考えていま す。</p> |
| 12 | 20 | 無 | <p>・『〇放課後活動の場の充実』について 「児童クラブでの高学年までの受入れを順次拡充して おり、障がいのある児童を受け入れる際に職員を適切 に配置するための人員を確保するなど、体制の整備を 進めています。」とありますが、療育手帳を持たない お子さんでもこだわりが強かったり、集団行動が苦手 なお子さんがいらっしやったりします。その際の人員 確保に関しては、最初から配慮することが難しいので はないかと思われま。ただでさえ児童クラブの指導 者不足がいわれてはいますが、現場の指導員さんから の状況に応じた加配要請に応えられる体制を作ってい ただければと思います。多くの児童が通所する児童ク ラブにおいては、指導員さん、補助員さんのご負担は とても大きくなっていると聞きます。障害の有無に関 わらず、子どもたちが放課後の時間を安全に過ごせる ようご配慮をお願いいたします。</p> | <p>児童クラブの運営にあたっては、障害等で配慮が必要な 場合も含め、児童一人ひとりへのきめ細かな対応に努め ていくところですが、今後も、効果的に求人活動を行 うことで人員を確保し、各クラブの状況に応じた適切な 人員配置を行うなど、児童及び保護者にとって安全かつ 安心して過ごせる環境整備を進めていきたいと考えてい ます。</p> |